



KOURAKUEN
HOLDINGS



平成 28 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 幸楽苑ホールディングス
 代表者の役職名 代表取締役社長 新井田 傳
 (東証第一部 コード番号 7 5 5 4)
 問い合わせ先 専務取締役 武田 典久
 T E L 0 2 4 - 9 4 3 - 3 3 5 1
<http://www.kourakuen.co.jp/>

定款の一部変更に関するお知らせ

平成 28 年 5 月 12 日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 17 日開催予定の当社第 46 期定時株主総会に下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、定款の一部変更を行うものであります。なお、現行定款第 25 条第 2 項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は、変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第 25 条 (条文省略) 2 当社は、 <u>社外取締役</u> との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。 第 26 条～第 33 条 (条文省略) (監査役の責任免除) 第 34 条 (条文省略) 2 当社は、 <u>社外監査役</u> との間で、当該社外監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。	(取締役の責任免除) 第 25 条 (現行どおり) 2 当社は、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間で、当該取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。 第 26 条～第 33 条 (現行どおり) (監査役の責任免除) 第 34 条 (現行どおり) 2 当社は、 <u>監査役</u> との間で、当該監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催予定日
 定款変更の効力発生予定日

平成 28 年 6 月 17 日 (金曜日)
 平成 28 年 6 月 17 日 (金曜日)

以 上